

# 65歳以上の岩国市民の方に スマホの購入費用を補助します！



## ～岩国市高齢者スマホ購入助成事業～

市が指定した協力店で、マイナンバーカード対応型スマートフォンを購入した場合、1万円を上限としてスマートフォンの購入費用を、市が補助します。

※対象のスマートフォンについては、協力店でご確認ください。



### ▼ 申請期限 令和5年2月28日まで

### ▼ 補助金の対象者 次のすべてに該当する方

- ・岩国市に住民票がある方
- ・昭和33年4月1日以前に生まれた方（令和4年度に満65歳を迎える方も対象です。）
- ・令和4年4月1日以降にマイナンバーカード対応型スマートフォンを新たに購入した方  
※市が指定した協力店（裏面をご覧ください。）で、購入した方が対象です。
- ・市が指定するスマホ教室で「スマホ教室受講証明書」を交付された方

### ▼ 市が指定するスマホ教室について

- ・市が指定した協力店が行う教室
- ・市が主催する教室

※このほかの、市が指定したスマホ教室については、高齢者支援課（0827-29-2588）に、お問い合わせください。

### ▼ 補助金の申請方法

補助金の申請は、スマートフォンやタブレットなどで行います。市の指定するスマホ教室を受講した後に、協力店で、購入の手続き又は申請の手続きを行ってください。



### ▼ 申請に必要なもの

- ☐ 申請者の本人確認資料  
（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード など）
- ☐ 購入金額や購入機種の型式が分かるもの
- ☐ スマホ教室受講証明書  
※既にスマートフォンを購入されている方
- ☐ 申請者の口座を確認できるもの（通帳、キャッシュカード など）  
※申請者（補助金の対象者）と契約者が異なる場合
- ☐ 契約者の本人確認資料  
（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード など）

### ▼ 申請の注意点

- ・「補助金の対象者」の子供などが契約者の場合も、補助金の対象となります。この場合、契約者の本人確認資料が必要となります。なお、補助金は「補助金の対象者」に交付するので、「補助金の対象者」名義の口座の預金通帳やキャッシュカードが必要となります。
- ・4月以降にマイナンバーカード対応型スマートフォンをすでに購入された方も、市が指定するスマホ教室の「スマホ教室受講証明書」がある場合、「補助金の対象者」に該当します。

## ▼ 市が指定した協力店

| 店舗の名称 | 所在地                                        | 店舗の名称 | 所在地 |
|-------|--------------------------------------------|-------|-----|
|       |                                            |       |     |
|       | 6月1日から協力店の募集を開始します。<br>協力店については、順次お知らせします。 |       |     |
|       |                                            |       |     |
|       |                                            |       |     |
|       |                                            |       |     |
|       |                                            |       |     |
|       |                                            |       |     |
|       |                                            |       |     |

## 岩国市が実施している行政デジタルサービスのご紹介

### 新型コロナウイルス・防災に関する緊急情報や、様々な生活に役立つ情報を配信しています！

#### ◆岩国市LINE公式アカウント

新型コロナウイルス・防災に関する緊急情報、イベント情報など、生活に役立つさまざまな情報を配信しています。

市の道路や公園の破損などを通報できる「道路・公園に関する通報」機能もあります。

#### 岩国市LINE公式アカウント



あなたにあった  
情報をお届けします！

QRコードから追加



#### ◆岩国市民ニュースアプリ

岩国市に関するニュース、避難場所マップ付きの防災情報、ごみ収集日を一目で確認できるごみカレンダーなど、生活に役立つ便利な情報を配信するスマートフォン用のアプリです。

#### ◆岩国市市民メール

大雨、台風などの災害時に、避難勧告や避難所の開設などの防災に関する災害情報、地震・津波情報、国民保護情報、火災情報を中心にいち早くお知らせするメールです。



岩国市民ニュースアプリ



岩国市市民メール

お問合せ：総務部 広報戦略課 TEL 0827-29-5016（岩国市LINE公式アカウント）

総務部 危機管理課 TEL 0827-29-5119（岩国市民ニュースアプリ・岩国市市民メール）

### 岩国市で使える「スマートフォン決済サービス」があります！

◆市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、放課後児童教室保育料のお支払いに、Pay B、Pay Pay、LINE Payが利用できます。

◆錦帯橋、岩国城、岩国城ロープウェイの料金のお支払いに、Pay Pay、Ali Pay（アリペイ/支付宝）が利用できます。

お問合せ：総合政策部 収税課 TEL 0827-29-5059（市県民税[普通徴収]、固定資産税、軽自動車税[種別割]）

健康福祉部 保険年金課 TEL 0827-29-5088（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）

健康福祉部 こども支援課 TEL 0827-29-5077（保育料） 0827-29-5075（放課後児童教室保育料）

産業振興部 錦帯橋課 TEL 0827-29-5107（錦帯橋入橋料）

産業振興部 観光振興課 TEL 0827-29-5116（岩国城入場料、岩国城ロープウェイ運賃）

### マイナンバーカードの申請手続きをお手伝いします！

◆市役所本庁舎 市民課（予約制）、由宇総合支所、周東総合支所（予約制）、錦総合支所、美和総合支所、玖珂支所、美川支所、本郷支所で、職員がタブレット端末を使い、写真撮影からマイナンバーカードの申請までのお手伝いをします。

お問合せ：市民生活部 市民課 TEL 0827-29-5043

（※すべてのお問合せは、平日の8時30分から17時00分までです。）